

別紙

諮問第1071号

答 申

1 審査会の結論

本件部分開示決定及び本件不開示決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件開示請求に対し、警視總監（以下「実施機関」という。）が令和5年8月14日付けで行った別表2及び3に掲げる本件部分開示決定及び本件不開示決定について、それぞれその取消しを求めるといふものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件部分開示決定及び本件不開示決定は、いずれも適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和6年4月1日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和7年10月22日に実施機関から理由説明書を、同年11月28日に審査請求人から意見書を收受し、同年10月29日（第195回第三部会）から令和8年1月29日（第198回第三部会）まで、4回審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア ストーカー行為等の規制等に関する法律に係る相談等について

(ア) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）に係る相談について

実施機関におけるストーカー規制法等に係る相談（以下「相談」という。）については、ストーカー行為等の規制等に関する法律等の運用について（平成29年6月9日付通達甲（生．総．企1）第1号。以下「運用通達」という。）において、相談を受理した場合は、事案の内容、経過等必要な事項について所属長に速報するものと定めている。また、相談を受理した警察職員は、速報した後、警視庁生活安全相談取扱要綱（平成12年3月16日付通達甲（生．総．家相）第3号）に規定する警察総合相談業務等管理システム（以下「管理システム」という。）に登録し、相談内容、経過、措置等を入力して、別記様式第1号「ストーカー行為等に係る相談処理結果表（その1）」を作成した上で、所属長に報告するものとしている。そして、その後の経過等を確認した場合には、その都度管理システムに登録し、同別記様式「相談処理経過の概要（その2）」及び「相談処理結果（その3）」を作成し、所属長に報告した上で保存するものとしている。（以下、ストーカー行為等に係る相談処理結果表（その1）、相談処理経過の概要（その2）及び相談処理結果（その3）を合わせて「ストーカー相談処理結果表」という。）

(イ) ストーカー規制法における禁止命令等について

ストーカー規制法5条1項は、都道府県公安委員会は同法3条の規定に違反する行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、その者に対し、禁止命令等を行うことができる旨規定している。

また、同法5条2項は、禁止命令等をしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）13条1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない旨規定している。

さらに、ストーカー規制法5条3項は、同条1項に規定する場合において、緊急の必要があると認めるときは、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、禁止命令等を行うことができる旨規定している。

(ウ) 行政手続法に係る文書等の閲覧について

行政手続法18条1項は、「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下（中略）「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる」と規定し、聴聞の通知を受けた当事者等に対し、文書等の閲覧請求権を認めている。

また、行政手続法24条1項は、「聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない」とし、同条4項において「当事者又は参加人は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる」と規定し、聴聞における調書等の閲覧請求権を認めている。

イ 本件対象保有個人情報並びに本件部分開示決定及び本件不開示決定について

（ア）本件部分開示決定について

実施機関は、別表1に掲げる本件開示請求1に対し、審査請求人が、〇〇警察署の警察職員と対応した際に作成された特定の2日間の相談の記録として別表2に掲げる本件対象保有個人情報1-1を、同情報について管理システムに登録された情報として本件対象保有個人情報1-2を特定した。

次に、本件開示請求2に対し、審査請求人が、令和〇年〇月〇日頃、〇〇警察署で文書閲覧請求書を提出したことにより記録された保有個人情報として本件対象保有個人情報2-1及び2-2を、本件開示請求3に対し、審査請求人が、令和〇年〇月〇日、〇〇警察署で行われた意見の聴取期日後に意見の聴取調書等閲覧請求書を提出したことにより記録された保有個人情報として本件対象保有個人情報3を特定した。

実施機関は、以上の本件対象保有個人情報1-1から3までについて、別表2に掲げる本件不開示情報1から3までを不開示とする本件部分開示決定を行った。

（イ）本件不開示決定について

実施機関は、別表1に掲げる本件開示請求1に対し、ストーカー相談処理結果表のうち、本件部分開示決定により審査請求人の保有個人情報として特定した本

件対象保有個人情報 1-1 及び 1-2 を除いた情報（以下「本件対象保有個人情報 4」という。）について、その全体が審査請求人以外のストーカー規制法等に係る相談の関係者及び相談者等（以下「相談者等」という。）の個人情報であり、法 78 条 1 項 2 号に該当するとともに、同項 5 号及び 7 号にも該当するとして、その全部を不開示とする別表 3 に掲げる本件不開示決定を行った。

ウ 本件部分開示決定の妥当性について

(ア) 本件不開示情報 1 について

本件不開示情報 1 は、警察職員の氏名及び印影であり、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから法 78 条 1 項 2 号本文に該当する。また、いずれも管理職でない警察職員の氏名であり、慣行として公にされていないことから同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないと認められる。

したがって、本件不開示情報 1 は法 78 条 1 項 2 号に該当し、同項 5 号の該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

(イ) 本件不開示情報 2 について

本件不開示情報 2 には、入力日として相談者の相談日、経過番号として相談者の相談回数、相談件名が記載されており、これらの情報は開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから法 78 条 1 項 2 号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。さらに、本件不開示情報 2 を開示することにより、相談者等との信頼関係が損なわれ、今後、ストーカー相談等業務に係る相談者等からの協力が得られにくくなるなど、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法 78 条 1 項 7 号に該当する。

したがって、本件不開示情報 2 は法 78 条 1 項 2 号及び 7 号に該当し、不開示が妥当である。

(ウ) 本件不開示情報 3 について

本件不開示情報 3 には、「分類種別」欄に当該相談がいずれの分類のものに当た

るのか警察職員が判断した結果が、「措置」欄に相談の内容に応じて警察職員が判断した措置の方法及びその結果が、「事件化の検討」欄に警察職員が警察署長等に報告を行った場合に警察署長等が判断した事件化の要否等が、「連絡引継」欄に警察職員が主管課長に報告を行った場合に同課長が判断した事件化の要否が、「内容確認」欄に刑事主管課長等が内容確認を行った結果が、「相談者」欄に相談者から聴取した審査請求人以外の個人に関する情報が、それぞれ記載されている。また、「処理経過の概要」欄及び「行政手続法に基づく文書等の閲覧について」のうち、「5当事者の住所、職業、氏名、年齢」欄で不開示とした部分には、警察職員が当該相談について、相談経過等から評価、判断等をした内容が記載されている。

審査会が検討したところ、本件不開示情報3を開示することとなると、ストーカー相談等業務を担当する警察職員が、開示された場合の影響を懸念して、当該相談内容に基づく客観的な評価、判断や相談内容の率直な記載を躊躇し、記載内容が当たり障りのないものへと抽象化、形骸化することにより、正確な事実の把握、適切な事案判断が困難になるなど、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報3は法78条1項7号に該当し、不開示が妥当である。

エ 本件不開示決定の妥当性について

(ア) 法78条1項2号、5号及び7号該当性について

審査請求人は、個人を識別する部分を除いた部分について、開示しても個人の権利利益を害するおそれのない場合等には、法79条に基づき部分開示をすべきであり、一体的に不開示としたことは違法である等と主張する。

これに対して、実施機関は、本件対象保有個人情報4にはストーカー規制法等に係る相談業務の過程において、審査請求人以外の相談者等から入手した情報、禁止命令等対象者に対する遵守事項の確認等を行った経過、事件性を判断する上での着眼点及び調査の内容等に関する情報が記載されており、その全体が相談者等の個人情報に該当し、法78条1項2号に該当するとともに、開示することにより、犯罪を企図する者等による捜査妨害や証拠隠滅等の取行を容易にするなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある

と認められ、さらに、今後のストーカー行為等に係る相談事務の適正な運用に支障を及ぼすことになるから、同項5号及び7号にも該当するため、部分開示することはできないと主張する。

審査会が見分したところ、本件対象保有個人情報4は、①審査請求人以外の相談者等の個人に関する人定情報、②審査請求人以外の相談者等から聴取した内容に関する情報、③事件性等を判断する上で必要な着眼点及び調査内容等の検討過程や調査手法を示す情報から構成されている。

これら①から③までの情報は、いずれも審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから法78条1項2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

また、ストーカー相談等業務は、相談者等から聴取した内容により事件化、保護措置等が必要と認められる場合には、迅速かつ的確な対応が求められるところ、上記①の相談者等の人定情報や、同②の相談者等から聴取した内容に関する情報が開示された場合、今後、ストーカー行為について相談しようとする者がその相談等を躊躇するなど、相談者の保護措置や事件性の判断に必要な情報が得られにくくなり、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、法78条1項7号に該当する。

さらに、上記③の事件性等を判断する上で必要な着眼点及び調査内容等の検討過程や調査手法を示す情報が開示された場合、今後、ストーカー行為を行おうとする者が同行為をより巧妙化させることを助長することにもなりかねないなど、今後の犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由があると認められるため、法78条1項5号に該当する。

(イ) 部分開示の可否について

前記(ア)のとおり、本件対象保有個人情報4のうち前記(ア)①及び同②の情報は法78条1項2号及び7号に該当し、同③の情報は同項2号及び5号に該当するから、結果として、本件対象保有個人情報4の全部を不開示したことは妥当である。

法79条2項による部分開示について付言するに、同項は、開示請求に係る保有個人情報に法78条1項2号の開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものが含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、法79条1項により部分開示しなければならない旨を定めたものである。

この点、本件対象保有個人情報4は、審査請求人以外の相談者等が〇〇警察署にストーカー行為等について相談したことにより作成された各公文書に記録された情報であり、その記載内容から全体が相談者等の機微な個人情報と認められ、氏名、生年月日その他の相談者等を識別することができることとなる記述等を除いたとしても、法79条2項所定の「開示請求者以外の特定の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」に該当するとはいえないため、同項により同条1項を適用する前提を欠く。

さらに、本件対象保有個人情報4は、一体的に法78条1項5号又は7号に該当するため、部分開示はできない。

したがって、本件対象保有個人情報4を法78条1項2号、5号及び7号に該当するとして不開示とした実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ

別表1 本件開示請求

1	<p>開示請求者が、警視庁〇〇警察署の方から令和〇年〇月〇日付けで、ストーカー行為等の規制等に関する法律〇条〇項に基づく〇〇で、警察総合相談業務等管理システムに登録された管理番号〇-〇〇号、受理番号〇-〇-スト-〇〇号について以下の文書に記録された保有個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ストーカー行為等に係る相談処理結果表（その1） ・ 相談処理経過の概要（その2） ・ 相談処理結果（その3） <p>上記請求については、決裁が完了した原本及び請求日現在で警察総合相談業務等管理システムに登録された情報を印字したものの両方を求めるもの</p>
2	<p>開示請求者が、令和〇年〇月〇日頃、警視庁〇〇警察署で提出した文書閲覧請求書（ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の実施に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第19号）9条、別記様式第9号）に基づき、同月〇日、警視庁〇〇警察署で実施していただいた文書等の閲覧に関する記録（例えば、開示請求者が、同日、閲覧させていただいた文書を特定する記述等があるもの。）（ストーカー行為等の規制等に関する法律5条4項、準用行政手続法18条）（閲覧した文書を除きます。）</p>
3	<p>開示請求者が、令和〇年〇月〇日、警視庁〇〇警察署で行われた意見の聴取期日が終わった後提出した、意見の聴取調書等閲覧請求書（ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の実施に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第19号）18条、別記様式第15号）と、同年〇月〇日、警視庁〇〇警察署以外の場所で実施していただいた意見の聴取報告書等の閲覧に関する記録（ストーカー行為等の規制等に関する法律5条4項、準用行政手続法24条4項）（閲覧した文書を除きます。）</p>

別表2 本件部分開示決定

本件対象保有個人情報	本件不開示情報		根拠規定
<p>【1-1】</p> <p>相談処理経過の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警視庁〇〇警察署 ・ 処理年月日 令和〇年〇月〇日 令和〇年〇月〇日 ・ 受理番号 〇-〇-スト-〇〇号 	1	<p>警察職員の氏名及び印影 (管理職を除く)</p>	<p>法78条1項2号 法78条1項5号</p>
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「入力」欄の不開示とした部分に記録されている情報(警察職員の氏名を除く) ・ 「件名」欄に記録されている情報 ・ 「経過番号」欄に記録されている情報 	<p>法78条1項2号 法78条1項7号</p>
<p>【1-2】</p> <p>警察総合相談業務等管理システム登録情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 帳票名 相談処理経過の概要 ・ 処理年月日 令和〇年〇月〇日 令和〇年〇月〇日 ・ 受理番号 〇-〇-スト-〇〇号 <p>【2-1】</p> <p>文書閲覧請求書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和〇年〇月〇日付、警視庁〇〇警察署 ・ 収受番号 相収第〇〇号 <p>【2-2】</p>	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「分類種別」欄に記録されている情報 ・ 「措置」欄に記録されている情報 ・ 「事件化の検討」欄の不開示とした部分に記録されている情報 ・ 「連絡引継」欄の不開示とした部分に記録されている情報 ・ 「内容確認」欄の不開示とした部分に記録されている情報 ・ 「相談者」欄に記録されている情報 ・ 「処理経過の概要」欄で相談事務に係る評価、判断等に関する情報が記載された部分に記録されている情報 	<p>法78条1項7号</p>

<p>行政手続法に基づく文書等の閲覧について</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和〇年〇月〇日付、警視庁生活安全部生活安全総務課(別添閲覧資料を除く) <p>【3】</p> <p>意見の聴取調書等閲覧請求書</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和〇年〇月〇日付、警視庁生活安全部生活安全総務課 収受番号 生総ス規1収第〇〇号 	<ul style="list-style-type: none"> 「行政手続法に基づく文書等の閲覧について」のうち、「5当事者の住所、職業、氏名、年齢」で不開示とした部分に記載されている情報 	
--	--	--

別表3 本件不開示決定

本件対象保有個人情報4	根拠規定
<ul style="list-style-type: none"> ストーカー行為等に係る相談処理結果表(その1)(警視庁〇〇警察署、受理番号〇-〇-スト-〇〇号) 相談処理経過の概要(その2)(警視庁〇〇警察署、受理番号〇-〇-スト-〇〇号、処理年月日が令和〇年〇月〇日及び令和〇年〇月〇日のものを除く) 相談処理結果(その3)(警視庁〇〇警察署、受理 	<p>開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。</p> <p>(法78条1項2号)</p> <p>開示することにより、ストーカー行為等に係る禁止命令等に関する調査の内容、手法等が明らかになるなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p> <p>(法78条1項5号)</p> <p>開示請求者以外の者に係る情報であって、開示することにより、開示請求者以外の者との信頼関係を損ない、協力が得られなくなるほか、ストーカー行為等に係る禁止命令等に関する調査の内容、手法等が明らかになり、その</p>

<p>番号〇-〇-スト-〇〇号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察総合相談業務等管理システム登録情報 <p>(受理番号〇-〇-スト-〇〇号、帳票名が「相談処理経過の概要」の処理年月日が令和〇年〇月〇日及び令和〇年〇月〇日のものを除く)</p>	<p>結果、正確な事案の把握を困難にし、違法又は不当な行為を容易にするなど、今後のストーカー行為等の規制等に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p> <p>(法78条1項7号)</p>
---	---